

発 財 第 5 7 1 号

平成 2 5 年 1 1 月 7 日

教育長

各部・局長

様

各課・所長

市 長

平成 2 6 年度予算編成方針について（通知）

標記の件について、別添のとおり通知します。

平成 26 年度 予算編成方針

平成 25 年 11 月 5 日
企画審議会決定

昨年 12 月に発足した安倍政権は、長引く円高、デフレ不況からの脱却を最優先課題として掲げ、大胆な金融政策、機動的な財政対策、民間投資を喚起する成長戦略の 3 本の矢で構成する経済政策「アベノミクス」を推進しており、株高、円安の進展、各種経済政策の効果が発現する中、大企業を中心に企業収益の改善による設備投資の持ち直しの動きや雇用情勢、所得環境が改善する中で個人消費の増加により実体経済が好転していく自立的回復に向けた動きが始まりつつあります。

しかし、海外景気の下振れが、我が国の景気を下押しするリスクとなっており、併せて、来春 4 月の消費税増税による景気回復の腰折れが懸念されているところであります。

国の財政は、長引くデフレ不況による税収の減少や年々増加する年金・医療等の社会保障費等による歳出増により借金依存の財政運営が続いており、経済成長と財政の健全化の両立が急務の課題となっております。

本市を取り巻く状況として、市町合併時の平成 16 年度末に約 5 万 3 千人であった人口が、平成 24 年度末には 5 万人を割り込み、65 歳以上の高齢者人口割合が 28.7%（平成 25 年 3 月末現在住民基本台帳）を超えるという人口減少、少子高齢化社会の進展が加速しており、社会保障費等の扶助費の増大と地域経済、企業収益の回復の遅れ等により税収が伸び悩み、また、平成 27 年度からの 5 カ年間で地方交付税の上乗せ措置（合併算定替え）が段階的に縮減される見込みであることから、将来に持続可能な行財政運営を実践していくことが必要であります。

こうした状況にも関わらず、企業誘致等による雇用の創出や地域経済・社会の活性化、保育園の統廃合、小学校再編の取り組み、公共施設の耐震補強や老朽化に伴う大規模改修等の課題が山積しており、また、地方分権の推進や多様化・複雑化する住民ニーズに応えるため、市に求められる役割は、より一層に重要となっております。

平成 26 年度の国の一般会計概算要求は、消費税増税が決断される前に歳出の上限を示されないという異例の措置の中で行われ、各省庁からの要求総額は過去最大の 99 兆円超、東日本大震災復興特別会計を含めると前年度同様に 100 兆円を超える規模となっており、年末に明らかになる税収の動向や社会保障費の抑制を通じた財源の捻出が課題とされております。総務省の概算要求では、地方交付税は平成 25 年度対比 1.8%の減（本市普通交付税ベースで 127 百万円の減）、臨時財政対策債は 5.2%の増（本市ベースで 50 百万円の増）が要求されており、概ね平

成 25 年度並みの規模となっていますが、地域経済活性化の取り組みに対する財政需要への反映や行政改革により成果を挙げた自治体に対して交付税を手厚くする仕組み、市町村合併に伴う上乗せ措置(合併算定替え)の見直し等の地方財政に与える影響が不透明な状況でもあります。

【予算編成の基本的な考え方】

平成 26 年 4 月に市長任期を迎えるため、平成 26 年度当初予算は「骨格予算」として編成しますが、当初に計上しない肉付けの経費については、4 月以降の補正予算で編成することとします。

1. 市の財政状況

平成 24 年度決算において、経常収支比率 92.4%、実質公債費比率 16.0%、財政調整基金及び減債基金の保有額約 22 億円となり、実質公債費比率及び基金保有額は前年度より改善し、概ね財政目標の水準に到達していますが、経常収支比率は前年比で若干の好転はしたものの依然として高く、今後も年々増大する扶助費等の社会保障費の歳出増を主な要因として財政の硬直化は解消されない状況であります。

第 11 次総合計画「“くらしよし”ふるさとビジョン」では、平成 27 年度までに実質公債費比率 18%未満、財政調整基金及び減債基金の保有額 20 億円と目標を定めており、併せて、更なる『事業の選択と集中』による財政運営を行うものであります。

2. 重要施策及び重点事業

第 11 次倉吉市総合計画『“くらしよし”ふるさとビジョン』に掲げる将来都市像『愛着と誇り 未来いきいき みんなでつくる倉吉』の実現に向け、基本目標のまちづくり分野別施策の取り組みを推進するとともに、次に掲げる事業について重点的に取り組むものとします。

(1) 戦略プロジェクト施策

基本テーマ『誇りと夢を持つ定住の促進』の実現に向け、限られた行政資源を有効的に活用し、分野をまたいで重点的、優先的に推進する施策

(2) 災害に強く、安全・安心なまちづくりを推進する事業

(3) 雇用の創出並びに活力ある産業を振興する事業

(4) 観光・コンベンションを産業振興の基軸とした地域経済の活力を増進させる事業

(5) ふるさとへの愛着と誇りを持ち、心身ともに豊かで生きる力をもつ子どもを育む事業

(6) 子どもを産み育て、高齢者がいきいきと暮らすために、支え、助け合う地域づくりを推進する事業

3. 予算要求における留意事項

本市の厳しい財政状況を踏まえ、恒常的な事務事業の振り返りや改革・改善に取り組み、より一層の『事業の選択と集中』を行い、限られた財源を有効かつ合理的に活用した目的志向、成果重視の質の高い行政サービスが提供できるよう予算要求に当たっては次の点に留意してください。

- (1) 重点施策並びに分野をまたいで重点的・優先的に推進する戦略プロジェクトへの対応
- (2) 事務事業の振り返り、改革・改善による目的、必要性、優先性、効果等の検証
- (3) 市民、各種団体、議会等からの意見、施策提案の考察、民間活力の導入手法など前例・慣例に捉われることなく新たな発想による検討
- (4) 各部局横断・連携による事業の効率化、効果的な手法の検討
- (5) 国・県等の政策、予算動向の情報収集や各種団体等の助成制度の活用による財源確保
- (6) 新規事業の実施、事務量の増大等による組織及び所要人員については、既存の組織及び事務事業の見直しにより新たな組織や人員増を抑制するとともに、事務事業の見直し等による部局内での人員調整、部局横断、連携、協力や再任用制度を有効に活用すること。

教育長
各部・局長 様
各課・所長

総 務 部 長

平成26年度予算編成留意事項について（通知）

標記の件について、平成26年度予算編成方針に留意の上、次のとおり予算要求を行ってください。
なお、財務会計システムへの入力、資料提出等の期限を厳守するとともに、歳出要求・積算基準等
が変更となっていることにご留意ください。

記

1. 予算要求期間及び資料等の提出期限

- (1) システム入力 平成25年11月 7日（木）～12月10日（火）17時 【厳守】
- (2) 資料提出 平成25年12月10日（火）17時まで 【厳守】
- ・課、所単位でまとめ、頁番号を付した上で表紙に別紙目次を添付
 - ・新規事業、大幅な制度改正を行う事業は、『様式2；事業計画書』を添付すること。なお、同様式の内容を説明できる既存資料でも可。
- ① 電子データ（PDFファイル）1ファイルに取りまとめたもの
- ② 紙ベース 4部（両面印刷）
- (3) 新規予算科目設定 平成25年12月 3日（火）まで
- 課、所単位でまとめ提出・・・様式「新規予算科目設定報告様式」
- (4) 主な事業説明シート 平成26年2月上旬（詳細は別途通知する）
- 依頼から提出まで短期間である為、事前の準備を行うこと
歳入の一部、歳出のうち人件費を除く全ての事業
- 《入力、提出の期限であると同時に、部局内、部局間での検討・精査を行ったうえでの担当課としての予算要求期限であること》

2. 予算編成の日程（予定）

- ・予算要求に係る説明会 平成25年11月14日（木）
監督職を対象に予算要求上の留意事項等の説明
 - ・ヒアリング 平成25年12月下旬から平成26年1月中旬
 - ・財政課長査定 平成26年1月中旬
 - ・総務部長査定 平成26年1月下旬
 - ・市長査定 平成26年2月上旬
- 《日程の詳細については、別途通知する》

3. 予算編成過程の公表

予算要求段階から編成過程を市ホームページ上で公開する。

4. 予算要求上の留意事項

- (1) 「平成26年度予算編成方針」(平成25年11月5日企画審議会決定) のとおり当初予算は「骨格予算」として編成しますが、通常の当初予算と同様、来年度に計画している事業の全てを要求してください。

査定段階において、当初予算計上事業と補正予算時検討事業の振り分けを行い、新規事業、新たな政策的判断を要する事業等の経費は、原則として補正予算時に検討する。但し、個別の事情を検討し、必要に応じて当初予算に計上する。

- (2) 財務会計システムへの入力期限は、予算要求の期限であることを認識し、所属部・課内において事業の目的、必要性、費用対効果等の事業内容や積算根拠等を十分に検討・精査すること。また、部局間での調整、連携が必要な事業についても同様であること。
- (3) 国の平成25年度補正予算による影響も懸念されるが、国県の予算、地方財政計画、制度改正等が未確定であることから現行制度での要求を行うものとする。なお、国県の行財政、制度改正の動向の情報収集に努め、本市の予算編成に影響を及ぼす大幅な変更がある場合は、逐次報告すること。

5. 予算積算、システム入力について

- (1) 予算要求の業務は、計画的に行い、時間外勤務は厳に慎むこと。また、過大・過小、入力漏れ、計算ミス等による要求の差し替えは事務の停滞を招くため、十分に精査、チェックすること。

要求資料については、既存の手持ち資料、データを活用するなど事務の省力化に努めること。

- (2) 積算基礎・根拠法令等を明記するとともに、工事請負費は、資料として概算設計書を提出すること。その他の見積書の提出は原則不要、必要な場合は個別に依頼する。
- (3) 消費税等額は、税率改正されることに留意して税込額で積算すること。
- (4) 経常的経費のうち、『11節；需用費（光熱水費）』等については、原則として『平成24年度決算額』又は、『平成25年度決算見込額』どちらか少額を要求することとし、査定事務の省力化を図るため、原則としてヒアリングは行わないこと。《詳細は別途指示する》
- (5) 予算積算は、別途通知する「平成26年度予算単価について(通知)」によるほか、法令、条例に定める額または、平成25年度の実施単価等を勘案し、合理的な積算をすること。
- (6) 次の要求事項は、その旨を『予算見積書の見積根拠』欄の行の先頭に入力【凡例】すること。
- ① 新規の項目・・・【新規】
 - ② 『上記5.(4)』の項目のうち、新規、増額要求する経費・・・【経常】
 - ③ 補助事業及び起債事業の対象項目・・・【補助対象】、【起債対象】
なお、歳入歳出予算の充当関係がわかりにくい場合は別途資料を提出すること。
 - ④ 「定住自立圏構想」関係経費・・・【定住自立圏】
- (7) 事業概要、事業目的は必ず入力すること《財務会計システム(予算編成) > 事業概要登録》
- (8) 補助金、起債等の特定財源は、前年度の充当を参考に漏れがないよう入力すること。
- (9) 新規科目の要求入力は、『科目コード』で行うこと。
- (10) 新規事業及び廃止事業は、様式「予算要求説明資料(新規、廃止、経常的経費)」により資料と合わせて提出すること。

6. 一般事項

- (1) 歳入については、合理的な財源の確保を図り、歳出においては財源の重点的配分と経費支出の効率化に徹し、併せて受益者負担の原則に基づき、行政コスト等を考慮し節度ある財政運営を堅持すること。
- (2) 廃止・減額を決定した事業は、関係諸団体の運営に影響を与えることから早急に連絡をすること。
- (3) 予算の補正は、制度改正を伴うもの及び災害関係経費等、真にやむを得ない経費のみ行うものとし、当初予算要求漏れ、積算誤り等がないよう十分に精査すること。

7. 特別会計に関する事項

独立採算を原則とすることとし、その他は、一般会計のとおりとする。

8. 歳入に関する事項

- (1) **市 税**；経済の動向を十分勘案するとともに、現行制度及び現況の所得状況を見極め、確実な年間収入見込額を計上し、税負担の公平を期するため、課税客体の把握に遺漏なきよう留意し、収納率の向上に最善の努力を払うこと。
- (2) **分担金・負担金**；事業の性格及び実施規模並びに受益の限度等を十分検討して確実な見込額を計上すること。
- (3) **使用料・手数料**；適正単価を再検討のうえ、過去の実績を踏まえて確実な見込額を計上すること。
- (4) **国・県支出金**；現行制度、施策等事業ごとの補助制度を十分研究し、地方負担に影響するような事業費補助金を安易に受けないこと。また交付基準に基づき超過負担とならないよう積算等に十分留意して確実に計上すること。
- (5) **財産収入**；財産の現況を的確に把握し効率的な活用に努めると共に、周到な処分計画に基づき算定すること。
- (6) **諸 収 入**；前年度実績を検討し確実な見込額を計上すること。
- (7) **市 債**；国の地方債計画、同意等基準、運用要綱、充当率及び交付税措置率等を十分に検討し、的確な見込額を計上すること。
- (8) 各科目を通じて過大な見積もりを避け、不確実な財源を計上しないこと。

9. 歳出に関する事項

- (1) 厳しい財政状況の中、平成25年度の水準以上の事務・事業の実施が困難なことを十分に考慮に入れ、特別な理由がないかぎり、平成25年度査定額の単価・数量を増加させないこと。
- (2) **人件費**；平成25年11月1日現在の現員・現給を基準として算出すること。
- (3) **賃 金**；業務別、年間所要人員を職員課に報告するものとし、十分に協議して計上すること
特に年度中途の増員は、原則として認めないこと。
また、事務の合理化、部・課内の協力体制の確立を図る等、内部努力し安易に臨時職員等の雇用をしないこと。
- (4) **旅 費**；各種団体が行う総会・研修会等への単なる参加はさけ行政効果を十分考慮のうえ計上すること。
- (5) **需用費**；次の措置を創意と工夫をもって行うこと。

- ア 各種消耗品は、使用節減の方策を樹立するとともに、文具等は、手持ち物品の使用に努め、公私の別を明らかにすること。
- イ 情報の収集についてはインターネットを積極的に利用し、利用頻度の少ない書籍は購読を中止すること。
- ウ 電気、ガス、水道など光熱水費の使用抑制をはかること。
- エ 各種会議については、極力会議時間の短縮に努め、資料及び昼食等を削減すること。
- オ 市民周知には、「市報」の掲載を広く取り入れるなど合理化を図り、印刷物の作成は真にやむを得ないものに限ること。
- カ 会議終了後の懇親会等への出席者負担金の公費支出は認めないこと。

(6) 義務的経費（扶助費・公債費・債務負担行為に係る経費）；

制度の改正と対象の実態を的確に把握し、年間所要額を計上すること。

(7) 補助金及び交付金；

原則として増額は認めないこと。なお、少額な補助金及び目的を達成したと認められる団体補助金については、廃止すること。

(8) その他 各経費については次のとおり計上すること

- ア 会議等の参加負担金（内訳が不明確なもの） 「19節；負担金」
- イ 公用車の点検修理等 「11節；需用費・修繕料」
- ウ 電子複写機等の経費
 - ◆リース（機械借上料及びパフォーマンス契約料）「14節；使用料及び賃借料・機械借上料」
 - ◆買取（保守点検料） 「12節；役務費・手数料」
- エ 賞品等で謝意・奨励・表彰の意味合いの強い経費 「8節；報償費」
- オ 下水道使用料及び農業集落排水施設使用料 「11節；光熱水費」

10. その他

(1) 各種様式（ライブラリに掲載）

様式1 予算要求説明資料目次、予算要求説明資料（新規、廃止）

様式2 事業計画書

新規予算科目設定報告様式

主な事業説明シート